

日本の食文化海外普及人材育成事業と外食業分野における特定技能について

	日本の食文化海外普及人材育成事業	外食業分野における特定技能(1号)
目的	日本の食文化の海外への普及を促進。 (帰国後母国で日本の食文化の普及を担う外国人料理人を育成)	深刻化する人手不足に対応するため、一定の専門性・技能を有し即戦力となる外国人を受け入れ
在留資格	特定活動	特定技能
取組実施機関	①調理師養成施設 ②製菓衛生師養成施設 ③製菓分野(製パンを含む。)の課程を置く大学等(学校教育法第83条に規定する大学、同法第108条に規定する短期大学、同法第115条に規定する高等専門学校又は同法第124条の規定による専修学校(同法125条第1項の規定による専門課程(専門士の称号を付与できるものに限る)を置くもの)のうち履修科目等の要件を満たすもの)	なし
対象者	①調理師(申請資格を得た者を含む) ②製菓衛生師(申請資格を得た者を含む) ③上記取組実施機関の③にあるア大学等を修了した者	以下の試験に合格した者 ①技能測定試験 ②日本語試験(日本語能力試験N4以上又は国際交流基金日本語基礎テスト)
受入機関	取組実施機関で修得した技術や知識を活用し、実習期間内に下ごしらえから料理の完成に至るまでの一連の作業工程を実習することが可能であるものに限る ①飲食店営業の営業許可を取得した事業所 ②菓子製造業の営業許可を取得した事業所	①飲食店 ②持ち帰り・飲食サービス店(配達、施設内の給食部門を含む)
在留期間	上限5年(但し、製菓衛生師資格を取得していない場合は、上限3年)	上限5年(更新期間:1年,6月又は4月)
活動内容	調理等(製菓・製パン含む)の技術を要する業務に特化	外食業全般(飲食物調理、接客、店舗管理)
風営法との関係	風営法第2条第3項に規定する「接待」は不可	風営法第2条第4項の「接待飲食等営業」での就労及び同条3項の「接待」は不可(※同業第11項の「特定遊興飲食店営業」は可)
支援体制	取組実施機関と受入機関が連携して支援	受入機関が支援(受入機関が対応できない場合は、登録支援機関に委託)